

平成30年 年末調整における留意事項

平成29年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されました。

これにより、平成30年の年末調整においては、以下のような点が留意事項となります。

(詳しくは国税庁ホームページ「[年末調整がよくわかるページ](#)」を参照ください)

(1) 給与所得者の配偶者控除等申告書等の様式変更

平成29年分の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」(兼用様式)については、平成30年分は「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式とされました。

平成30年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与支払者に提出する必要があります。

(2) 源泉徴収簿の様式変更

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者(特別)控除額」に改められました。また、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

これらに伴い、配偶者控除額については、平成29年分の源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成30年分の源泉徴収簿においては、⑮欄の「配偶者(特別)控除額」に記載することとされました。

(3) 源泉徴収票(給与支払報告書)の様式変更

以下が変更となっています。

- 「控除対象配偶者の有無等」欄 → 「(源泉)控除対象配偶者の有無等」欄に変更
- 「配偶者特別控除の額」欄 → 「配偶者(特別)控除の額」欄に変更
- 「控除対象配偶者」欄 → 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄に変更

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください!